

香芝市報道資料

令和8年 3月 3日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

市職員が職務外において事業又は事務に従事することについて

1 概要

本日（令和8年3月3日（火））、令和8年3月第2回香芝市議会定例会が開会され、三橋市長の施政方針において、一般職の市職員の働き方に関して、地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）の許可の要件を緩和することができるように基準を定め、令和8年4月から運用を開始する旨を発表しました。

2 導入の目的等

一般職の市職員については、地方公務員法第38条に基づき任命権者の許可を受けなければ報酬を得て事業又は事務に従事することができませんが、市職員らの意欲的で活発な活動を通じて、本市の街づくりを一層推進することを目的に、その事業又は事務が地域への多大な貢献につながるものときは、許可の要件を緩和することとします。

3 三橋市長コメント

市職員が市民の立場を理解し、自ら経験することによって知見を深めていくことは、本市の行政運営上も望ましいものであり、引き続き、市職員らの意欲的で活発な活動を通じて、本市の街づくりを一層推進していく。

以 上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市市長公室人事課

担 当：岩垣

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電 話：0745-76-2001（代表）